上田市教育委員会11月定例会会議録

- 1 日 時 令和4年11月16日(水) 午後3時00分から午後3時40分まで
- 2 場 所上田市役所202・203会議室
- 3 出席者
- 委 員

 教育長職務代理者
 準村秀則

 教育長職務代理者
 北沢秀雄

 委員
 森田小百合(欠席)

 委員
 大久保恵子

 委員
 木口博文

○ 説 明 員

小野沢教育次長、児玉教育参事、山賀教育総務課長、宮原教育施設整備室長、長田学校教育課長、上原生涯学習・文化財課長、和根崎上田城跡整備担当政策幹、久保田人権同和教育政策幹、櫻井スポーツ推進課長、清水第一学校給食センター所長、星野中央公民館長、小山西部公民館長、坂部上田市立博物館長、小林丸子地域教育事務所長、松木真田地域教育事務所長

1 あいさつ

昨日の天気予報で昨夜の雨が、高い山では雪になるのではないかという話があった。この辺の皆さんは烏帽子の峰に三回雪が掛かると里に雪が降ると、そんなことをおっしゃる方がいる。いよいよ本格的に冬が近づいている。11月28日からは12月議会が始まる。今年もいよいよ大詰めを迎えた。きちんとした締めくくりが出来るように皆さんと一緒に歩みを進めていきたいと思う。よろしくお願いします。

2 協議事項

(1) 上田市立小・中学校設置条例の一部改正及び上田市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について(教育総務課)

○資料1により山賀教育総務課長説明

それでは資料 1 をお願いする。8 月定例教育委員会で決定をいただいた西内小学校の統合について、上田市の方で条例を定めている学校の設置条例、それからその規則について、西内小学校という名称を削除するための条例改正を 12 月議会に上程するという内容についてご説明をさせていただくというものである。

まず、1の「改正理由」は、「令和6年3月31日をもって西内小学校を廃し、市立丸子中央小学校の区域に平井、西内、鹿教湯温泉を加える」というものであり、改正の内容をご覧いただくと、まず1つ目に「上田市立小・中学校設置条例」とある。こちらは、全ての小・中学校の名称が表になっているものであるが、その表の中から別表1というものがあるが「上田市立西内小学校の項を削る。」という条例改正を行う。

それから2つ目が、「上田市立小・中学校の通学区域に関する規則」というものがあり、それぞれの学校ごと通学区域の自治会の名称が入っている規則があるのだが、その表中からまず「ア」であるが、小学校の通学区域を定めている表から丸子中央小学校区の通学区域と、西内小学校の通学区域という表の記載を、西内小学校を削り、丸子中央小学校の通学区域に、先ほど申しあげた3つの地域、自治会名を加えるという改正を行うものである。もう一つ、今回小学校の統合ではあるわけだが、中学校の通学区域にも西内小学校の名前の掲載があり、丸子中の通学区域には丸子中央小学校と、西内小学校の通学区域という表記になるのでこの西内小学校を削って丸子中央小学校の通学区域という改正後の形にしたいというものである。この改正に伴う影響であるが、人数のみで掲載しているが、統合に伴い、来年度末、今年の5年生の子どもが来年6年生で卒業をし、1年から5年までの来年度末のお子さん14人が、丸子中央小学校に編入するという見込みになる。なお、この条例改正については、市長部局でも説明しているが、来入児については、今後、教育委員会で個別に相談したいという話をさせていただいている。施行期日については、「統合される令和6年4月1日からの施行」という条例改正になっている。以上である。

峯村教育長

統合に関わっての条例の一部改正についてである。 ご質問、ご意見があればお出しいただきたい。

北沢委員

3の「改正に伴う影響」の1行目であるが、ここに、「3月31日で廃校する」とある。「廃校」という言葉を使ったということは、これは行政用語ということで理解してよいのか。心情的には「閉校」という言葉を使いたいのだが。確認であるが説明をお願いする。

山賀教育総務課長

行政上の使い分けであり、教育委員会での権限として、学校の管理、・設置・廃止が教育委員会で決定する事項となっているので「廃止する」ということで正式な条例改正の際の説明には「廃校」というものを用いて説明をさせていただいている。住民の皆さんには「閉校」ということで今後も用語の方は用いてまいりたいと考えている。

北沢委員

結構である。

峯村教育長

他にはいかがか。よろしいか。

○全員了承

(2) 上田市教育委員会の組織規則の一部改正について(教育総務課)

○資料2により山賀教育総務課長説明

まず資料1-2であるが、上田市教育委員会組織の一部改正についてということで説明させて いただく。こちらであるが、教育委員会独自で発案する規則改正ではなく、国の法律改正で、1 の改正理由にあるが、地方公務員法の一部改正により令和5年4月1日から国家公務員に準じ て、「公務員の定年が引き上げになる」というもので、影響する教育委員会の組織規則について 所要の改正を行いたいという内容である。こちらの背景については全てのご説明をいたさない が、人事院の意見の申し出があり、国家公務員法改正があり、地方公務員についても同様の措 置を構ずる必要があるということで、市町村では条例によって定年を定めることになっている ので市職員の定年が引き上げになり、そのための条例改正を行う。その影響をうける教育委員 会の職員についての組織規則についても、今回改正を行わなければならないというものである。 2「主な改正内容」でるが、こちらも公務員一律に「定年の段階的引き上げ」というものが行わ れる。具体的には、令和5年度から2年に1歳ずつ定年が引き上げられ、令和13年度に65歳 に定年延長引上げが完成するという、そのような制度設計である。2 つ目が管理監督職勤務上 限年齢制、いわゆる役職定年制であるが、これは上田市においては、部長級、課長級が60歳を 過ぎれば定年引上げとなって職員としては残るのだけれども管理職からは下りる、という改正 になる。3 つ目は、そうした場合の職員の受け皿というか今までにない、新しい職員の職務階 層というのが必要となるので、役所の中のことではあるのだが、課長補佐級の下に統括幹、係 長級の下に専門幹を設けるということであり、こういった内容を教育委員会の組織規則の中に もうたい込む改正を行いたいというものである。こちらについても、法律の施行と同様、令和 5年4月1日からの施行ということでお願いしたいというものである。

ただ今の説明に、ご意見・ご質問があればお出しいただきたい。

北沢委員

2つお願いしたい。教育委員会は、この2つの職を設けるということだが、上田市として他 の部局も同様にやるということか。何人の増になるのか。このことで、新規採用者数への影響があるのか。そのことで人件費はどうなるのか。

小野沢教育次長

まず1点目のご質問であるが、これは市長部局の共通の改正ということである。基本的には 部長級は、今のところ考えているのは、課長補佐級。定年後の最初の4月の人事異動で降り、 そのまま通常の課長補佐に行ってしまうと、下から上がってきた人間の職を奪ってしまうので、 新たに統括幹という職に就いて、通常の課長補佐と違った新人の育成に配慮したような仕事を 行うようになる、という予定を今のところしている。

それと人件費については、計算が非常に難しいところがある。採用抑制をかけるかというお話があったが、当然かけるようになると思う。しかしながら 10 人定年して定年延長になり、10 人採用抑制すると当然若手がいなくなるので、例えば 10 人定年になったあと、残りは 8 名程度を採用して、会計年度任用職員といった非常勤の職を減らすような調整を行ったり、そのあたりは人事当局の腕の見せ所かと思うのだが、人件費の総額でいくと実は年功序列であるから、年齢が上がるほど高いようになっているので給与の高い人間が定年退職すると、7 掛けに給料が位置付けられるので、ではその分のいわゆる 7 掛けになった部分を、新たに採用した分とどのくらいの給料の差異があるか。全体の人件費というのは、単純に増えるだけではなくて、やや横ばいになるような試算になるかと思う。その具体的な数字については、私は手元に持っていないので、単純にその分が財政を圧迫するというようなことには総務部局では当然やらないと思うので、人件費の必要以上の高騰には結びつかないように運営されると思うが、そうはいっても若干は増えるということは否定できないかなと思っている。

北沢委員

要望としては極端な人件費増とか、新規の採用者数の著しい減が無いように配慮してもらえればと思う。

峯村教育長

他にはいかがか。

大久保委員

質問であるが、令和5年度から2年に1回ずつ65歳まで引き上げというのだが、この理由は何であるか教えていただきたい。

小野沢教育次長

立法上の措置なので、私どもの方では想像でしかないが、一挙に定年年齢を上げてしまうと、 今まで 60 歳が定年ということでやってきた職員が、ある日突然 65 歳だということになると、 本人のモチベーションにも影響がある。またいろいろな給与制度を運用していく上でも、一挙 に人件費も高騰してしまうといったこともある。徐々に年齢をあげていくという方向で考えた ということだと思う。

具体的に言うと、例えば定年が5年間ないと、本来であればその分毎年退職手当を払っていたものが、一挙に5年間待って5年後に払うという扱いになる。その分基金の方で積み立てておけばよいのだろうが、そういったわけにも中々いかない事情があるので段階的に上げていくということで、これは昭和61年ぐらいだろうか、公務員で初めて定年制が導入された時も、そういった、徐々に段階的に上げていくといった措置がとられた。また、年金の支給開始年齢なども2年に1歳ずつ引き上げたといった事があった。そうしたやり方がこれにも同じような制度ということで反映されているのかなという気がしている。

峯村教育長

よろしいか。

この改正は小中学校の職員も県の公務員も地方公務員も、同じように当てはまる定年延長と、校長・教頭については役職定年制が適用される。

それでは、次に移る。

(3) 上田市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について(教育総務課) ○資料1-3により山賀教育総務課長説明

こちらについても 1「制定理由」にあるが、改正個人情報保護法という国で個人情報の保護に関する法律というのが令和 5 年 4 月 1 日に施行になる。今まで全国的な個人情報の取り扱いについては、統一したルールがなかったということで、今後は法律で一律に制定される。今まで上田市では各地方公共団体ごとにということで、上田市でも個人情報法条例を制定していたが、今後は、法律で網がかかるということであるので、基本的なものは法に委ねられるわけだが、細かい部分、独自規定については各自治体の条例などが必要ということで、上田市で個人情報保護法の施行条例というものと、その条例の施行細則というのが制定される。この上田市独自の条例と施行細則が市長部局、市長の名の下に個人情報の保護を図るものに適用になるので、役所の中でそれ以外の行政委員会は個々に規則を制定することとなる。教育委員会の個人情報の取り扱いも上田市の個人情報保護法の施行条例と施行細則によるものである、という内容の新しい規則を制定するというものである。

内容については、今、申し上げた部分と重なるが上田市教育委員会の保有する個人情報に係る取り扱いについては、「上田市個人情報保護法の施行条例の施行については、上田市個人情報保護法施行細則の例による」という短い内容になるのだが、そうした規則を制定する。では、その上田市独自の細かい法律にない部分は何かと申すと、四角の中にある2条のところにあるが、「写しの作成及び送付に要する費用」コピー代が10円であるとか、そういった自治体ごとにこの設定が異なることとなるので、そういったものは市独自の条例を定めると

いうことで、教育委員会もこの例に則って、費用を頂戴するというものになる。もう一つが、 3条で納付の方法であるけれども、1号から3号であるが、こうした方法によって納めていただく、ということを教育委員会として同様に扱わせていただくということになる。3「施行期日」については、法律の施行と同様、令和5年4月1日からということで取り扱ってまいりたいと考えている。

峯村教育長

ただ今の説明について、何かご質問ご意見をお願いする。

木口委員

教育委員会が保有する個人情報というのはどういうものか。例えば、生徒のいろいろな成績などの情報だとか、もしあれば具体的に教えていただきたい。

山賀教育総務課長

教育委員会が保有するすべての情報ということになるので、今おっしゃった学校教育の分野 であれば児童生徒の情報も対象になる。

峯村教育長

よろしいか。

○全員了承

(4) 上田市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱の一部改正について(学校教育課) ○資料2により長田学校教育課長説明

上田市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱は、放課後児童健全育成事業を行って民間事業者、上田市内では社会福祉法人極楽寺愛育園みのり保育園が、小学校一年生から三年生まで対象にして事業を行っている。こちらの事業所に対する運営費の補助基準を定めて、今年の2月から9月まで新型コロナウイルス感染症の中で、最前線で働く保育士等の処遇改善を図るということで、賃金3%、9千円相当引き上げる国の措置がされていたところであるが、9月をもって国の措置が廃止された。しかしながら、コロナの状況の中で働くことは変わらないということで、国で新たな放課後児童支援員処遇改善事業というものを国要綱に基づいて設置し、それを受けて上田市においても、引き続き処遇改善を図っていくというものである。

改正内容としては、運営事業者に対する補助メニューの中に表を加えるというものである。 9 千円相当ということであるが、実質には福利厚生費等含め、1 人あたり 1 万 1 千円程度を 上乗せして補助するというものである。施行期日としては、国の制度改正に伴い、10 月 1 日 に遡り摘要させていただきたいというものである。

ただ今の説明についてご質問ご意見お願いする。 よろしいか。

○全員了承

(5) 市長表彰について (スポーツ推進課)

○資料3により櫻井スポーツ推進課長説明

本件はスポーツ大会で優秀な成績を納めた方に市長表彰を授与し、その功績を顕彰するというものである。候補者の方は、「高野航成さん」、上田西高等学校の3年生である。推薦内容であるが、10月に栃木県で開催された第77回国民体育大会レスリング協議会少年男子フリースタイル55kg級で第3位に入賞したということで、これまでの運用している推薦基準に該当することから市長表彰を授与したいというものである。市のイメージアップ、知名度アップ等の功績については、ご覧のとおりである。本日お認めいただきましたら明日の部長会議で最終決定し、12月中には表彰を行いたいと考えている。

峯村教育長

市長表彰についていかがか。

○全員了承

3 報告事項

(1)「食物アレルギー講演会」実施報告について(教育総務課)

○資料4により山賀教育総務課長説明

去る 10 月 29 日土曜日であったが、丸子セレスホールにおいて食物アレルギー講演会を実施したので、その状況についてご報告をさせていただきたい。こちらについて 3 の「内容」であるが、まず第 1 部として、教育総務課の管理栄養士から「学校給食における食物アレルギー対応の基本方針」を策定したことに伴う内容、それから子どもの食物アレルギーの現状などについて説明をさせていただき、第 2 部で長野県立こども病院の小児アレルギーセンター長の伊藤靖典医師に上田までお越しいただき、1 時間にわたって「食物アレルギー最近の考え方と対応」ということで講演をいただいた。当日は 100 人程の保護者であるとか、あるいは学校・保育園で実際子どもたちと接する、そうした職員の方もご参加をいただいた。6 の「参加者の主な意見」の全ては申し上げないが、大変多くの方がアンケートの回答を書いて下さり、私どもも講演会を開催して良かったなというふうに感じている。

「インターネットで様々な情報があふれている中、正確な情報を分かりやすく聞くことができてよかった。」お子さんがアレルギーで日々悩んでいる親御さんが恐らくおいでになると思っていたのだが、「今回の講演会で確認でき安心した」というような感想をいただいた。また、保護者であるとか、学校・保育園関係者全ての方から、「今後もこのような講演会を開催してほしい」というようなご意見もあったので、私どもとしてもアレルギー対応は大変関心が高いテーマだなと改めて感じたので、医学会での新しい情報なども先生にご説明いただく中で理解を深めていく機会をまた、次年度以降も設けていきたいと考えている。

ただ今の報告について、ご意見・ご質問ありましたらお願いする。

北沢委員

確認であるが、アレルギーの講演会は「次年度以降も開催」とお話されたが、これは毎年開催ということで認識してよろしいか。

山賀教育総務課長

少なくとも第二学校給食センターでアレルギー提供食が開始される予定であるので、ここ数年、5年くらいの範囲の中ではぜひこういう正確な情報をお伝えする講演会は計画をしてもらいたいというふうに考えている。

北沢委員

出来れば毎年。毎年でなくとも2年に1回はぜひお願いしたいと思う。

峯村教育長

他にはいかがか。

大久保委員

保護者と学校関係者の割合は、だいたいどのくらいであったのか。

山賀教育総務課長

保護者の方が 7~8 割とやはり多かったかと思う。プラス保育園の関係者も大変多く来ていただいたかなという印象を持っている。

大久保委員

アンケートも見させていただいたが、自分のお子さんがアレルギーかどうかということ、また実際アレルギーをお持ちのお子さんの親御さんのすごく関心が高いテーマだと思うので、アンケートや北沢職務代理者からもお話があったが、今後も開催していっていただきたいと思う。

木口委員

今回ケーブルテレビは入っていなかったのか。

山賀教育総務課長

取材はなかった。ご案内はしている。

峯村教育長

他にはよろしいか。

私も全ての感想を読んだ。大久保委員がおっしゃったように、やはり親御さんの心配はものすごいものがある。そういうことに対して、教育委員会が行ったアレルギー講演会はとても大事なものだと思った。

(2)「第17回人権を考える市民のつどい」実施報告について(生涯学習・文化財課)

○資料5により久保田人権同和教育政策幹説明

去る 10 月 13 日木曜日、午後 1 時 30 分からサントミューゼの大ホールで開催し、関係する 市民団体及び一般の方など、大勢の市民の皆さまに参加していただいた。市民へのアピールで は、上田市人権啓発推進委員会の皆さんにより活動状況を報告していただいた。また講演会の 内容は、書家の金澤泰子さんと金澤翔子さんをお招きし、娘の翔子さんによる力強い「飛翔」 の文字を席上揮毫として披露していただいた後、お母様の泰子さんから「ダウン症の娘(こ)と共 に生きて」と題してご講演をいただいた。お話の内容は資料にも簡単に記載したが、ダウン症 の翔子さんの誕生で一時的に悲観的な気持ちになったことや、何かできるはずと考えスタート した書道教室のことなど、翔子さんと共に歩んできた日々を語っていただいた。また、参加者 からいただいたアンケートの結果も資料に抜粋して掲載させていただいたが、「私もダウン症の 娘がいるが、子どもの可能性を信じて幸せに暮らしたいと思った。」とかまた、「人の可能性を 信じ、その力を伸ばしていかれる環境を整えることが大切」などの感想を寄せていただいた。 全体的にほとんどの方が「満足」と回答されており、自由記載欄でも「よかった」という感想 が多く大変好評であったと思う。参加者数については、予め新型コロナウイルス感染症対策と して、各団体の参集範囲を少なくして、参加者数を通常より減らすようにした。当日、お配り した資料等の残数などから計算して約800人の参加があった。なお、翔子さんの「飛翔」の書 は、10月31日から11月11日まで市役所のロビーに飾り、来庁された市民の皆さまにご覧い ただけるようにした。その後、引き続き 14 日から川西公民館で「人権を考えるつどい」の開催 に合わせ、一週間ほど飾る予定となっており、多くの市民の皆さまに見ていただきたいと思っ ている。次年度以降についても多くの市民が人権を考える機会となるよう、工夫をしながら人 権意識の向上等を計ってまいりたいと考えている。

峯村教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問があればお出しいただきたい。

北沢委員

この金澤翔子さんの書「飛翔」は、最終的にどこで管理されるのか。

久保田人権同和教育政策幹

書をどこで管理するのかということについて。これは講演会のパフォーマンスとして書いてくださったものであるので、その後処分してくださいと言われている。例えば流通して、値がついてしまうといったことが起きないようにということ。ただ、「しばらくは市民の皆さまに見ていただいて結構です」と言われているので、しばらくは施設などで見ていただき、その後は処分したいと思っている。

北沢委員

素晴らしい書を処分するというのは、本人からの要望であるから理解できるが、ちょっと気になった。

大久保委員

やはり人権と言うと少し堅苦しいイメージであるが、人との向き合い方、特に子どもとの向き合い方や子育てについて、それも人権だと思う。なのでこういったテーマでイベントを開催していただき、多くの方に参加いただけたというのはすごく良い事だったと思う。

他にはよろしいか。

○全員了承

(2)「第51回うえだこどもまつり」実施報告について(生涯学習・文化財課)

○資料6により上原生涯学習・文化財課長説明

第51回うえだこどもまつりを実施したので、その状況をご説明させていただく。うえだこどもまつりについては、毎年5月5日の子どもの日に合わせ、野外での子どもたちの体験活動、そして家族のふれあいを深めることが出来る催事を実行委員会が主催し、教育委員会が共催する形でこれまで実施してきている。今年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、10月に開催を延期し、事業規模を縮小し開催したところである。開催日時は10月1日土曜日の午前中、上田城跡公園野球場を会場に開催した。催事の内容としては市民団体が担当し、企画運営するご覧の3つの催事を実施し、親子81人の皆さまにご参加いただき盛況に開催することが出来た。

開催後の実行委員会の反省会では、このコロナ禍において、このような機会が少なくなっている背景もあり、催事において、身体を動かしたり、物を作って持ち帰れるなど、いろいろな工夫をしたことにより、思った以上に好評をいただいた。皆さんが楽しみ、思い出に残る体験ができたのではないかと、総括として、実施目的につながる活動ができたと、開催意義があったと自己評価しているところである。

3 のその他に記載しているが、今年度の実行委員会の構成は有志の 3 つの市民団体と個人で行った。日程変更や新型コロナウイルスの影響などにより、参加団体が少なかったわけだが、例年であるとガールスカウトや長野大学の社会福祉研究会、上田市消防団、東信レクリエーション協会など、多いときには 13 の市民団体が実行委員会に加わり、各種催事を企画運営し、多い年では約 1,000 人の参加者をいただいているところである。

来年、例年の開催が出来るようになることを期待したいところであるが、教育委員会としてはこのような子どもたちの体験活動を作っていくこと、また何よりも市民の皆さまの主体的な取り組みにおいて、協働そして支援をしてまいりたいと考えているところである。

峯村教育長

ただ今の報告について、ご意見・ご質問あればお出しいただきたい。 よろしいか。

○全員了承

峯村教育長

それでは、報告事項(4)~(10)までは説明はない。全体を通して、何かご質問・ご意見があればお出しいただきたい。

大久保委員

資料 7 の 12 月 10 日の「第 50 回ふれあい・人権の集い」であるが、こちらに西内小学校の金管バンドがオープニングセレモニーで出る。たぶんこれまでも出演していたのかなと思うの

だが、統合が決まり、人前で西内小学校の金管バンドとして演奏する機会というのは、今後限られてくるので、今回こういった形で企画していただけたというのは良かったと思う。

学校訪問させていただいた時に、顧問の下形先生から「コロナ禍であるため大勢の方の前で 演奏する機会が無く、子どもたちがかわいそうだ」というお話をされていた。来年度にかけて、 出来るだけこういう機会を増やしてもらいたいと思う。

峯村教育長

ご要望としてうかがった。 他にはいかがか。よろしいか。

○全員了承

峯村教育長

それでは以上をもって11月の定例会を終了する。

閉 会

教育委員会会議規則第21条の規定により署名する。	